

警報等発令時及び交通機関の運休時の対応について

1. 警報等発令時の対応

- (1) 午前6時の時点で印旛地区または居住地域に、以下の①～④のいずれかの警報が発令されている場合、生徒は自宅待機とする。ただし、特別警報が発令された場合は、自治体の指示に従い、身の安全を確保する。
 - ① 特別警報
 - ② 大雨警報（大雨洪水警報）と暴風警報とが同時に発令されている場合
 - ③ 大雪警報
 - ④ 暴風雪警報
- (2) それ以外の場合及び、午前10時までにそれらの警報が解除された場合には、生徒は安全に留意し、すみやかに登校する。
- (3) 午前10時の時点で、上記①～④のいずれかの警報が引き続き発令されている場合には、生徒は臨時休校とする。
- (4) 臨時休業、始業時刻の繰り下がりについての情報を本校ホームページに午前6時以降に掲載する。
学校のホームページでの指示がなかったり、見られない場合は上記(1)～(3)の基準で各自が判断する。

2. 交通機関運休時の対応

- (1) 午前6時の時点で、JR成田線（佐原一成田間、我孫子一成田間）が両方とも運休の場合には、生徒は自宅待機とする。
- (2) 午前10時までに、JR成田線が（一部でも）運行された場合には、生徒は安全に留意し、すみやかに登校する。
- (3) 午前10時の時点で、JR成田線（佐原一成田間、我孫子一成田間）が両方が運休の場合には、生徒は臨時休校とする。

3. 情報の確認方法

- (1) 警報は発令状況・交通機関の運行状況の確認
 - ① 公共放送（NHKテレビ・ラジオ等）のニュースやデータ放送
 - ② 千葉県ホームページ（<http://www.pref.chiba.lg.jp/>）
千葉県ホームページ→安全・安心情報→防災ポータルサイト（交通情報、注意報・警報）
※ 24時間即時に列車の運行状況や警報発令状況を見ることができる。